

チェックシートF
(安定型埋立処分場)

令和4年9月分

①埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第6号イ）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	98.62(t) · m³
廃プラスチック類	86.89(t) · m³
	(t) · m³
	(t) · m³
	(t) · m³

②残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第19号）

当該測定を行った年月日	4年4月実測
当該測定の結果	9,655 m³

③浸透水による最終処分の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査及び採取設備により採取された浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項（最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ）

当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	地下水主流 地下水下流 浸透水管下流
当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	4年8月10日
当該水質検査の結果の得られた年月日	4年8月15日
当該水質検査の結果	問題なし

④擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第1条第2項第7号）

当該点検を行った年月日	4年8月10日
当該点検の結果	問題なし
当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	

⑤浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第2条第2項第2号ニ）

当該措置を講じた年月日	
当該措置の結果	

⑥地下水等検査項目掲げる項目に係る水質検査の結果、基準に適合していないとき及び、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラムを超えていたとき、又は化学的酸素要求量が1リットルにつき40ミリグラムを超えていたときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

（最終処分基準省令第2条第2項第2号ヘ）

当該措置を講じた年月日	
当該措置の結果	

⑦産業廃棄物を埋立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋立てないこと。（最終処分基準省令第2条第2項第2号ロ）

当該検査の各月ごとの実施回数	1,061回
当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	問題なし

チェックシートF
(安定型埋立処分場)

令和4年9月分

①埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第6号イ）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	128.71①・m ³
廃プラスチック類	92.29①・m ³
	①・m ³
	①・m ³
	①・m ³

②残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第19号）

当該測定を行った年月日	4年4月実測
当該測定の結果	9,655 m ³

③浸透水による最終処分の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査及び採取設備により採取された浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項（最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ）

当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	地下水 上流 地下水 下流 浸透水管 下流
当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	4年 9月 14日
当該水質検査の結果の得られた年月日	4年 9月 20日
当該水質検査の結果	問題なし

④擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第1条第2項第7号）

当該点検を行った年月日	4年 9月 14日
当該点検の結果	問題なし
当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	

⑤浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第2条第2項第2号ニ）

当該措置を講じた年月日	
当該措置の結果	

⑥地下水等検査項目掲げる項目に係る水質検査の結果、基準に適合していないとき及び、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が1リットルにつき40ミリグラムを超えているときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

（最終処分基準省令第2条第2項第2号ヘ）

当該措置を講じた年月日	
当該措置の結果	

⑦産業廃棄物を埋立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋立てないこと。（最終処分基準省令第2条第2項第2号ロ）

当該検査の各月ごとの実施回数	1,118回
当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	問題なし